

12. 参考資料

4) 特別障害者手当障害程度表

次の①から④までの1つに該当するものを対象とします。

- ①下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい2以上存ずるもの
- ②下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障がい2つ存し、あわせて3つの障がい存ずるもの
- ③下表(3)から(5)までに規定する身体の機能の障がい1つ存し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価(点数評価)が極めて重度であると認められるもの
- ④下表(6)から(7)に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は精神の障がいにあつては、日常生活能力の評価(点数評価)が極めて重度であると認められるもの

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (7) 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。